

岡田事務所通信

令和3年5月号(第189号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

雇用調整助成金 緊急事態の宣言地域は縮小せず 厚労省

厚生労働省は原則として5月から縮小する雇用調整助成金の特例措置に関し、新型コロナウイルスの緊急事態宣言の発令地域は現行水準を維持すると発表しました。その場合、現行の特例措置と同様に1人当たりの上限額は1日1万5千円、助成率は最大100%となります。

雇用調整助成金は休業手当を支払う企業を支援する制度で厚労省は5月と6月について原則の上限額を1日1万3500円、助成率は最大90%に縮小すると発表していました。ただ宣言に準じた措置をとる「まん延防止等重点措置」の地域では時短営業などに応じた企業は現行水準で、緊急事態宣言の地域も同じ扱いとします。その他の地域は、直近3カ月の売上高などの生産指標が30%以上減少した企業について同様の扱いにします。

2020年度道内労災死、最少の51人 十勝管内も過去最小に

北海道労働局が発表した道内労働災害の発生状況によりますと、2020年の死亡者数は51人で、1965年以降では最少だった2019年を11人下回りました。業種別の死亡者数は、建設業が最多の14人で、製造業と陸運業の各6人、林業と商業の各4人と続いています。労働局は「新型コロナウイルス流行の影響で建設業を中心に仕事が減り、労務管理態勢に余裕ができたことなどが要因」とみています。

また、帯広労働基準監督署のまとめによりますと、2020年に十勝管内で発生した労働災害による死者数は4人で、1967年の統計開始以来、2012年、14年と並び過去最少となりました。全道17労基署でワーストの13人と過去最多を記録した一昨年から一転し、大幅な減少となりました。昨年、発生した死亡労災事故は、林業で1件、製造業で2件、土石採取業で1件。建設業での発生は2006年以来、14年ぶりにゼロとなりました。死者数減少の要因について、帯広労基署は「前年に多くの死亡労働災害が発生したことを受け、業界団体や企業が安全対策を徹底した結果」とみています。

2020年度の求人倍率1.24倍 求職期間長期化 ハローワーク帯広

帯広公共職業安定所が発表した2020年度平均の月間有効求人倍率は1.24倍で、前年度を0.19ポイント下回り、2010年度以降では最大の落ち込み幅となりました。新型コロナウイルスの影響で飲食・宿泊業を中心に求人が減少し、失業給付の延長や外出自粛の影響を受けて有効求職者数は高止まりしました。

求人倍率は求職者1人当たりの求人数を表し、20年度の新規求人数は前年度比8.2%減の2万4163人となり、業種別では、宿泊業・飲食サービス業で同28.7%減の1722人、派遣を含むサービス業で同12.5%減の1939人、卸売・小売業で同9.8%減の3704人など新型コロナによる業績不振が響きました。一方、建設業は同0.5%増の2644人で、技術職の人手不足を理由に求人意欲が旺盛となっています。新規の求職申込件数は、同10.5%減の1万1007件となり、新型コロナの感染拡大を受けて来所者が減りました。一方で月間有効求職者数は5万4296人で、4.2%増加しています。コロナ禍の就職活動を考慮し、失業給付日数の延長が認められたことで、求職期間が長期化したことが背景にあるとみられています。



- 四季彩の丘（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【健康保険被扶養者認定における収入要件】

健康保険制度（協会けんぽ）において被保険者の被扶養者になるための生計維持要件として同居の場合は被扶養者の年収が130万円未満でかつ被保険者の年収の半分未満（原則）であることが必要となります。別居の場合は年収が130万円未満でかつ被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないときに被扶養者になれます。なお、被保険者との続柄によっても同居・別居による扶養条件が変わります。年度替わりのこの時期は扶養者の異動が多くなる時期ですので、再度ご確認をお願い致します。
※ 認定対象者が60歳以上、または障害者の場合には上記年収要件130万円未満が180万円未満となります。

事務所より

十勝では5月に入っても峠では降雪が記録されたり、肌寒い日があったりと一気に暖かな春の訪れとはなりません。それでも日を追うごとに少しずつ穏やかな気候になってきているのを感じます。新型コロナウイルスが流行し始めてから1年以上が経過し、その状況は改善しているとは言えないのが現状です。今後のワクチンの接種状況により元の生活に戻っていくことが期待されますが、楽観視は出来ない状況かと思えます。ただ、そんな中でも日々の生活は続いていきますので、個人個人でできる感染予防や密を避ける行動を心がけ、少しでも充実した毎日をご過ごしていきたいものですね。

今月号の記事にも載せましたが、十勝管内においても求人倍率が新型コロナウイルスの影響により大幅に下がっており、コロナウイルス流行前の人手不足の時期とは雇用状況が変わってきています。ただ、そういった状況下でも建設業や介護業界を始めとした元々極端な人手不足だった業界においては引き続き求人倍率が高い状況があります。「求人を出しても人が来ない」という声はよく聞きますが、ここ最近の求人内容については給与のみならず他の労働条件である休日数や労働時間数、有給休暇の取得率や他の休暇の有無、そして福利厚生部分が注視される傾向がありますので、求人を出す際にはこういった部分に配慮すると求人への反応がよくなることもあるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

国内における新型コロナウイルスの第4波の流行が北海道でも札幌圏を中心に広がりを見せています。会社の都合で従業員を休ませる場合には休業手当の支払いが必要となりますが、会社で感染者や濃厚接触者が出た場合、売上不振等で休業を余儀なくされる場合、国からの要請で事業を休業する場合等、様々なケースが考えられます。雇用調整助成金を含めた休業対応においてご不明な点等ありましたら、弊社までご連絡ください。

